

大津市工事検査要綱

令和7年4月1日

大津市総務部契約検査課

大津市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、大津市が発注する工事（以下「工事」という。）の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、完工検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完工検査は、工事が完成したときに行う。

3 出来形検査は、次に掲げる場合に行う。

(1) 工事が所定の出来高に達し、受注者から部分払の請求があった場合

(2) 契約の解除等のため既成部分の出来高の確認が必要な場合

(3) 工事の目的物の一部を使用する必要が生じた場合

(4) 工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認が必要な場合

4 中間検査は、工事の施行途中において、工事主管課長が出来形部分の検査が必要と認めた場合に行う。

(検査員等)

第3条 検査員は、契約検査課の職員とする。

2 臨時検査員は、工事主管課を所管する部の長等が指名した職員（課長補佐相当職以上の者に限る。）とする。

(検査の範囲)

第4条 検査員等は工事の出来形を検査の対象とし、当該工事が契約の内容に基づき適正に行われているかを契約図書その他関係書類（以下「契約図書等」という。）に基づき検査する。

2 検査の対象は、契約金額が200万円を超える建設工事とする。

(検査員の心得)

第5条 検査員等は、検査に当たりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

(完了等の報告)

第6条 工事主管課長は、次に掲げる場合は速やかに工事検査執行依頼書（様式第1号）に工事関係書類を添えて契約検査課長に提出しなければならない。

(1) 工事が完了し、受注者から完工届を受理したとき。

(2) 工事が所定の出来高に達し、受注者から工事出来高検査願を受理したとき。

(3) 中間検査を行う必要があると認めたとき。

(検査の通知)

第7条 契約検査課長は、前条の依頼書を受理したときは、工事主管課長に対し工事検査執行通知書（様式第2号）により通知するものとする。検査員等が中間検査を行う必要があると認めた場合における通知も同様とする。

2 前項の場合において、工事主管課長は、当該通知を受けたときは速やかに受注者に検査の通知をしなければならない。

（検査の時期）

第8条 完工検査及び出来形検査は、完工届又は工事出来高検査願を受理した日から14日以内に行わなければならない。

2 中間検査は、その都度行うものとする。

（検査の立会）

第9条 検査は、次に掲げる当該検査に係る工事の関係者の立会いの上で行わなければならない。

(1) 総括監督員、主任監督員又は監督員（以下「監督職員」という。）

(2) 受注者又は現場代理人

(3) 主任技術者（監理技術者）

(4) その他検査員等が立会いを必要と認める者

（検査の準備）

第10条 工事主管課長は、検査に際して、監督職員に次に掲げる準備を行うよう指示するものとする。

(1) 関係図書（契約書、施工計画書、施工管理資料、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、指示書・承諾書、工事打合せ簿等の工事施行上の関係書類）の準備

(2) 検査員等があらかじめ指示した検査基準に基づく穿孔、破壊、抜取り等の検査行為に係る受注者への指示及び確認

(3) その他必要なもの

2 工事主管課長は、検査に際して、受注者に次に掲げる準備を行うよう指示するものとする。

(1) 工事施行に当たって作成したすべての工事施行管理資料及び材料検査の記録

(2) 測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示

(3) 検査に必要な測量機器等の準備

(4) 監督職員の指示による検査のための穿孔、破壊、抜取り等

(5) その他監督職員から指示された事項に係る準備

(6) その他必要なもの

（検査の基準）

第11条 検査員等は、検査を実施するに当たっては、別に定める工事検査基準に基づき行うものとする。

(検査の実施)

第12条 検査員等は、現地においては、契約図書等に基づき状況を確認しなければならない。

2 検査員等は、工事の関係書類その他必要な物件を提示、若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員等は、検査に当たり必要と認めるときは、工作物の一部を破壊し、又は掘削する等により、その内容を確認することができる。

4 検査に係る工事の目的物が地中、水中等にあり、その数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難な工事でその合否を判定しがたいものは、監督職員からの工事施行状況の聴取、記録写真その他必要な方法により検査することができる。

(工事の手直し命令)

第13条 検査員等は、検査の結果、引き渡される工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、その原因を究明し、その原因が受注者の責に帰すべきものについては、期限を定めて受注者に手直しをさせなければならない。

2 前項の手直し命令は、手直し指示票を受注者に交付して行うものとし、合わせて検査員等はその旨を工事主管課長に通知する。

(手直し完了届の提出)

第14条 工事主管課長は、手直し工事が完了したときは、速やかに手直し完了届(様式第3号)を受注者に提出させるものとする。

2 工事主管課長は、前項の届けを受理した場合においては、手直し完了報告書(様式第4号)を契約検査課長に提出しなければならない。

(再検査)

第15条 工事主管課長は、手直し工事が完了し、受注者から手直し完了届(様式第3号)を受理したときは、手直し完了報告書(様式第4号)とともに、速やかに再検査の工事検査執行依頼書(様式第1号)に必要な契約図書等を添えて契約検査課長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の手直し命令による手直し内容が僅少かつ軽易なもので、短期間のうちにその措置が講ぜられると認められるものにあつては、契約検査課長は、工事主管課長からの手直し完了報告書(様式第4号)の提出をもって再検査の実施に代えることができる。

3 第7条から前条までの規定は、再検査の実施について準用する。

(検査の中止)

第16条 検査員等は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止した上、直ちに総務部長に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 受注者又は現場代理人若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員等の指示に従わないため検査の実施が困難なとき。

- (2) 工事の施行状況が契約図書等と著しく相違し、工事に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査をすることが不相当と認められるとき。
(検査の復命等)

第17条 検査員等は、検査の合格を認めたときは、工事成績を評定した上次に掲げる書類を添付した検査結果報告書（様式第5号）を作成しなければならない。

- (1) 工事成績評定表
- (2) 手直しを命じた場合にあっては手直し完了報告書（様式第4号）
- (3) その他必要な書類

2 前項の工事成績の評定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、省略することができる。この場合において、前項の検査結果報告書に添付する書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

- (1) 緊急を要する応急復旧及び仮復旧を目的とした工事
- (2) 解体、撤去等の目的物の引渡しを要しない工事
- (3) 契約検査課長が評定の省略を妥当と認めた工事
(検査成績評定の通知等)

第18条 検査員等は、検査の合格を認めたときは、受注者に検査合格通知書により通知するものとする。この場合において、1千万円以上の工事の請負にあっては、工事成績評定結果を合わせて通知するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日改正する。

付 則

この要綱は、昭和54年7月1日改正する。

付 則

この要綱は、昭和56年3月2日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。